川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成１３年川崎市規則第７号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、中小企業者が行う新技術・新製品の開発等に要する経費に対し、補助金を交付することにより、国際競争力のある技術を有した中小企業の創出を図るとともに、新事業の創出を促し、市内中小企業の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に定める中小企業者をいう。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、中小企業者が単独又は他企業等と連携して新技術・新製品開発を行う事業とする。

２　次のいずれかに該当するときは、補助対象にならないものとする。

（１）既に研究開発が完了しているとき

（２）研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき

（３）生産設備等の機械装置の導入が主な目的であるとき

（４）製品の量産化に過ぎないとき

（５）同一研究内容及び同一経費で、既に川崎市又は他の行政機関等の研究開発費助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合

（６）補助金の額が５０万円未満の事業であるとき

３　補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表１に掲げるとおりとする。

４　補助対象事業は、第７条に規定する補助金交付申請書を提出した日の属する年度の４月１日から３月３１日までに実施するものとする。

（補助対象者）

第５条　この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当するものとする。

（１）市内に事業所を有して１年以上事業を営む中小企業者又は別表２に掲げる施設等に本店（主たる事務所）を有している中小企業者であること。

（２）補助対象事業を市内の事業所で行う者であること。

（３）川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。

（４）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が、同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している者

イ　発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が、大企業の所有に属している者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている事業者

（５）過去２年度以内に当該補助金の交付決定を受けていない者であること。

（６）代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

（補助率及び補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内で、１つの補助対象事業につき１００万円を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）誓約書（第３号様式）

（３）直近の市民税納税証明書の写し

（４）登記簿謄本（ただし、個人事業者については、開業届の写し又は確定申告書の写し）

（５）会社パンフレット（会社の経歴書）

（６）見積書等の補助対象経費算定に係る資料

（７）申請内容に関連する特許・実用新案（出願中のものを含む。）がある場合には、その写し

（８）申請内容に関連して、法律に基づく認定や公的機関等の補助等を受けたことがある場合には、そのことが確認できる書類

（９）決算関係書類（直前２期分。ただし、開業後２期を経ていない場合は、申請時に申出の上、代替手段によることができる。）

（１０）第８条第３項に定める加点項目に係る書類

（１１）その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請書は、別に指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第８条　市長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、所要の条件を付して、補助金交付決定通知書（第４号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

３　第１項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、加点項目を定めることができる。

４　交付決定に当たっては、別に定める川崎市産業振興支援事業審査会に諮るものとする。

（変更・中止の申請）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、

補助金の交付決定を受けた事業（以下、補助事業という。）について、その内容を変更し、または中止しようとする場合は、速やかに補助金変更（中止）承認申請書（第５号様式。以下「変更（中止）申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

２　前項における軽微な変更は、次の各号をいう。

（１）事業実施期間を前倒しする場合

（２）事業計画書に記載の事業内容に変更を及ぼさない範囲で事業の一部を中止する場合であって、補助対象経費から該当分を除算する場合

（３）同一費目において経費の配分を変更する場合であって、事業計画書に記載の事業内容に変更が生じない場合

（４）費目間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の３割以内となる場合

（５）補助対象経費を増額する場合であって、補助金額に変更が生じない場合

（６）その他、市長が軽微と認める場合

（交付決定の変更・中止）

第１０条　市長は、前条の変更（中止）申請書の提出があった場合において、補助金変更又は中止の承認を決定したときは、補助金変更（中止）決定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。また、補助金変更又は中止の不承認を決定したときは、補助金変更（中止）不承認通知書（第７号様式）により申請者に通知するものとする。

（中間検査）

第１１条　市長は、補助金の適切な執行のため、必要に応じ、申請書及び事業計画変更（中止）承認申請書に記入された内容等について、中間検査を行うことができる。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、事業実績報告書（第８号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業報告書

（２）事業別経費内訳書

（３）支払いを証する書類の写し

（４）その他市長が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第１３条　市長は、事業実績報告書の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金額を確定し、補助金交付確定通知書（第９号様式。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、第８条により決定した補助金額又は第１０条により承認した補助金額から、金額に変更が生じない場合は、確定通知書（第９号様式）による通知を省略することができる。

（補助金の請求及び交付）

第１４条　補助事業者は、前条により補助金の額が確定した後、速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

２　市長は、適法・適正な前項の請求を受けてから３０日以内に、補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）
第１５条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
（１）偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
（２）補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
（３）補助金の交付を受けるまでに第４条、第５条に定める要件を欠くことになったとき。
（４）補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。
（補助金の返還）
第１６条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
２　補助事業者は、前項の規定による取消しにより補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。
３　補助金の返還期限は、返還の命令日から２０日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。
（届出の義務）
第１７条　補助事業者は、補助金交付年度以降５年以内に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。
（１）事業所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。
（２）合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。
（書類の保管）
第１８条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から５年間保管しておかなければならない。
（実施状況の調査等）
第１９条　市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助事業に係る帳簿等の関係書類や設備等、実施状況について調査を行うことができる。
（産業財産権に関する届出等）
第２０条　補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年以内に、補助事業に関する産業財産権の出願をしたとき、又はこれらの権利を取得したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
２　補助事業者は、補助事業に関して取得した産業財産権について、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年以内に、これを譲渡しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
（備品の処分等）
第２１条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年

以内に、備品（取得財産のうち、単価１０万円（税抜き）以上のもの）の廃棄、譲渡又は貸付しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（事業成果の普及）

第２２条　補助事業者は、市長が補助事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

（その他）

第２３条　この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成９年１０月２８日から施行する。

（制度の検討）

２　この要綱の施行後おおむね５年を経過した時点において、この要綱に規定する事項の見直しを行うものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１２年５月１２日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年３月１７日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
　附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
　附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
　附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
　附　則
（施行期日）
この要綱は、平成３０年３月９日から施行する。
　附　則
（施行期日）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
　附　則
（施行期日）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
　附　則
（施行期日）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
　附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和５年９月２９日から施行する。
（経過措置）
２　この改正要綱の施行の日前に提出された第３号様式については、従前の様式によるものとする。
附　則
（施行期日）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

補助対象経費

中小事業者が単独又は他企業等と連携して新技術・新製品開発を行なう場合に要する経費のうち次に掲げるもの。ただし、親会社（大企業）との共同開発は除く。

費　　目	内　　容
原材料費	原材料の購入に要する経費
機械工具費	機械・工具の試作・改良・購入・借用に要する経費
産業財産権導入費	産業財産権の導入に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
技術導入提携費	技術指導等に要する経費
試験研究費	大学や公設研究機関等への研究費
その他経費	その他市長が必要と認める経費

・パソコン等の汎用性が高く他の事業でも使用することが想定されるものは対象外とする。

・消費税及び地方消費税、特許出願にかかる印紙代等は対象外とする。

・振込手数料等の支払いにかかる手数料は対象外とする。

・送料や設置代など、補助対象経費と密接に関連する経費については、一連の支出に含まれる場合のみ、対象として認めるものとする。

別表第２（第５条関係）

対象施設等

(1) かながわサイエンスパーク
(2) かわさき新産業創造センター
(3) テクノハブイノベーション川崎
(4) 明治大学地域産学連携研究センター
(5) ナノ医療イノベーションセンター
(6) KSP　Biotech　Lab

第１号様式（第７条関係）

川崎市新技術･新製品開発等支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

本店所在地

企業名

代表者職・氏名

事業実施場所

〔連絡担当者〕 氏名

所属・職名

電話番号

メールアドレス

川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱第７条の規定により，次のとおり申請します。

事業名	
実施期間	
総事業費	千円
補助申請額	千円
補助対象経費内訳	別紙

◆企業概要

事業内容		資本金	千円 （大企業の出資割合　　%）
従業員数	名	創業年月	年　　月
主要製品	%	主要取引先	%
	%		%
	%		%

別紙　補助対象経費内訳

費　　目	金額（単位：円）
(1)原材料費 （内訳）	
小　　計	
(2)機械工具費 （内訳）	
小　　計	
(3)　産業財産権導入費 （内訳）	
小　　計	
(4)　外注加工費 （内訳）	
小　　計	
(5)技術導入提携費 （内訳）	
小　　計	
(6)試験研究費 （内訳）	
小　　計	
(7)その他経費 （内訳）	
小　　計	
補助対象経費の計	
補助対象外経費 （内訳）	
総事業費	

※消費税を除いた額を記入してください。

第２号様式（第７条関係）

事 業 計 画 書

事　業　名	
新製品・新技術の概　要	*（新技術・新製品の背景、目的、内容等について、300 文字程度で具体的に記載すること）*
開　発　内　容	*（**今年度の研究開発（※）**の目標、内容等を記載すること。また、開発項目ごとに目標、解決手段、実施内容等を記載すること）*
開発スケジュール	*（**今年度の研究開発**のスケジュールを開発項目ごとに記載すること）* *（※表形式でも可）*
共同開発企業又は機関等	*（**今年度の研究開発**に関して、共同開発を行う企業等があれば記載すること）*
新　規　性・独　自　性	*（新技術・新製品に関して、従来の製品等にない優れた点、模倣されにくい点、自社の強みを活かせる点、知的財産権の取得可能性について記入すること）*
市　場　性	*（新技術・新製品の市場ニーズ、市場規模、市場シェアの見込みについて記載すること）*
事　業　化　の見　込　み	*（新技術・新製品の事業化に向けて、今年度の研究開発以外に必要な事項（追加開発、生産・販路開拓の体制整備等）について記載すること）*
環境性・社会性	*（新技術・新製品が脱炭素をはじめとする環境への貢献、社会や産業界に与える影響を記載すること）*
特許・実用新案（申請中を含む）	
他の補助金の受入・申請状況	
加　点　項　目	（以下の加点項目及び備考欄への記載は必須ではありません。該当する場合にのみ記載ください。また、加点項目１－１と１－２については、両方に記載も可能ですが、加点対象はどちらか１項目となります。いずれの加点項目についても、審査会にて加点の妥当性が認められた場合のみ、加点対象となります。）
＊加点項目１－１【デジタル化】	*※本事業がデジタル化に資する場合、その理由と効果を記載すること*

＊加点項目１－２【ＳＤＧｓ】	*※本事業が、気候変動への影響軽減等、ＳＤＧｓの達成に資する場合、その理由と効果を記載すること*
＊加点項目２【事業継続計画（ＢＣＰ）】	提出書類（　　）
特　記　事　項	※貴社の得意とする技術などＰＲしたい点があればお書きください。

※　説明に資料が必要な場合には、別に添付してください。

※　今年度の研究開発とは、新技術・新製品の事業化のために行う研究開発のうち、今年度、本補助金を活用して取り組む予定の研究開発のことをいいます。

第３号様式（第７条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

本 店 所 在 地
企　　業　　名
代表者職・氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第２条第６号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

〔役　員　等　名　簿〕

役職	氏名（フリガナ）	性別	住所	生年月日

（注１）氏名には、フリガナを付して下さい。

（注２）当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

（注３）性別の記載については申請者及び申請者の役員の任意とし、空欄とすることを可とします。

第４号様式（第８条関係）

川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付決定通知書

川崎市指令　　第　　号

本 店 所 在 地
企　　業　　名
代表者職・氏名　　様

　　年　月　日付けで、申請のあった川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金については、川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年　　月　　日

川 崎 市 長 名

１　対象事業名
２　補助対象期間　　年　月　日　～　年　月　日
３　補助対象経費　　円
４　交付決定金額　　円
５　次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。
（１）偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
（２）補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
（３）補助金の交付を受けるまでに、第４条、第５条に定める要件を欠くことになったとき。
（４）補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。
６　補助事業の内容を変更又は補助事業の全てを中止するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更に該当する場合については、この限りではない。

７　補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、関係書類を添えて事業実績報告書を提出すること。

８　交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日の翌日から起算して３０日以内に、書面により申請の取下げをすることができます。このとき、当補助金の交付決定はなかったものとみなす。

第５号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

（申請者）
本 店 所 在 地
企　　業　　名
代表者職・氏名

　　年度　川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金に係る事業計画変更（中止）承認申請書

年　　月　　日付け川崎市指令　　第　　号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業計画の内容を変更（中止）しますので、川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金要綱第９条の規定により申請します。

１　変更（中止）理由

２　変更内容

第６号様式（第１０条関係）

川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金変更（中止）決定通知書

川崎市指令　第　　号

本 店 所 在 地
企　　業　　名
代表者職・氏名　　様

年　月　日付けで、申請のあった川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金変更（中止）承認については、川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、内容審査の結果、次のとおり承認します。

年　　月　　日

川崎市長　名

１　対象事業名
２　変更の内容
３　承認後の補助対象経費
４　承認後の交付決定金額
５　次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。
（１）偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
（２）補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
（３）補助金の交付を受けるまでに、第４条、第５条に定める要件を欠くことになったとき。
（４）補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。
６　補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、関係書類を添えた事業実績報告書を提出すること。

（注）中止の場合には、５、６を除いて令達します。

第７号様式（第１０条関係）

川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金変更（中止）不承認決定通知書

川崎市指令　第　　号

本 店 所 在 地
企　　業　　名
代表者職・氏名　　様

年　月　日付けで、申請のあった川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金変更（中止）承認については、川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、内容審査の結果、承認に至りませんでしたので通知します。

年　　月　　日

川崎市長　名

理由

第８号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

（申請者）
本 店 所 在 地

企　　業　　名
代表者職・氏名

年度　川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金に係る事業実績報告書

年　月　日付け、川崎市指令　　第　　号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業（補助金の交付決定に係る会計年度）が完了しましたので、川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱第１２条の規定により報告いたします。

添付資料

(1) 事業報告書

(2) 事業別経費内訳書

(3) 支払いを証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

第９号様式（第１３条関係）

番　　号
年　月　日

本 店 所 在 地
企　　業　　名
代表者職・氏名　　様

川崎市長

年度　川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金の確定について（通知）

年　　月　　日付けで実績報告がありました川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金につきまして、川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

１　交付決定年月日

２　交付決定通知番号

３　対 象 事 業 名

４　交 付 決 定 額

５　確　　定　　額